



信州中野

商工会議所
ニュース

2015

8

No.362

▲信州クールシェアイベント“みんなで打ち水”

今月号のみどころ

- ・夏まつり終わる 祇園祭・七夕まつり
- ・特集 マイナンバー制度はじまる
- ・企業と人、新入会員紹介

～お知らせ～

夏期休暇のため、8月14日～16日まで休館させていただきます。

●ホームページ：<http://www.nakanocci.or.jp/>

信州中野商工会議所

●E-mail：info@nakanocci.or.jp



伝統の夏祭り 中野祇園祭開催

中野の夏祭り中野祇園祭が7月18日、19日の2日間に行われ開催されました。

18日は日中雨が降り心配しましたが、夕方にはあがり、催しが行われました。

今年は3年ぶりに朗読劇黒姫物語の演技が陣屋前広場で行われました。殿様 高梨摂津守政盛役を山田会頭が、黒姫様を第48代ミス志賀高原クイーンの畠山望美さんが演じました。あわせて、信濃町の黒姫龍神太鼓、野田純子さんの「組曲・黒姫物語」の演奏も行われ、見る人を魅了しました。



▲朗読劇 黒姫物語

「東町たるみこし」の4つの山車が出演しました。「松川川崎踊り」は、まちの各所で演技が行われ、「西町おはやし子供屋台」は子供たちがおはやしを演奏しながら行進。「西町大獅子」「東町みこし」は、「わっしょい!! わっしょい!!」の掛け声と共にまちを練り歩きました。



▲伝統の馬乗り行事

第64回七夕まつり開催

々人出が減少しており、またみこしの担ぎ手も不足しているのが現状です。市街地の人口が減少していく中で伝統行事を続ける難しさを感じます。



最後に、みこし等の警備にあたって頂きました関係各位のご協力により、大事なく祇園祭を実施できましたこと、厚く御礼申し上げます。

中央通り商店街で8月6日・7日に、今年で64回目となる恒例の七夕祭りが開催されました。

歩行者天国となった約200坪の中央通り商店街のお店が工夫を凝らした飾りつけを行い、華やかに通りを飾りました。また、市内園児や地元の子供たちが願い事を記した短冊も飾り付けられていました。

七夕コンクールは、山田会頭をはじめ11名の審査委員による審査が行われ、飾り付けが見事な作品に賞が授与されました。

金賞

中野市長賞

銀賞

中野市議会議長賞

銅賞

信州中野商工会議所会頭賞

努力賞

アオキヤ呉服店

努力賞

信州なかの観光協会会長賞

努力賞

三水屋自転車店

努力賞

中野市商店会連合会長賞

努力賞

かぐや

努力賞

内藤電気

努力賞

和喜多

努力賞

イケダヤ

七夕コンクールの結果は次のとおりです。

まちゼミ

得するまちのゼミナール 略して“まちゼミ”

8月17日から9月20日まで実施中

中野市商店会連合会

興味のあることに
チャレンジする
チャンスです。

まちゼミは、お店の人が講師になって、専門店ならではの知識や情報、コツなど無料で教えてくれる少人数制のミニ講座です。店からの販売は一切ありませんので、安心して受講いただけます。

商工会議所各種ダウンロードサービスが便利です。

会員情報各種変更届等 当所ホームページからダウンロードできます。(URLは表紙に記載)

世界遺産 富岡製糸場見学・三峰神社参拝

支部連合会研修旅行

当所支部連合会（長張永夫会長）では、恒例の研修旅行を7月12日・13日の1泊2日で行いました。

今年は総勢59名の方の参加があり、早朝より市内各地から大型バス2台に分乗し、群馬県・富岡製糸場に向けて出発しました。

富岡製糸場は、昨年6月に国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の世界文化遺産に登録され、大変注目されている所です。到着後、専門のガイドさんの案内で、富岡製糸場と絹産業遺産群の世界遺産としての価値や歴史など、懇切丁寧に説明していただきました。

次に、「こんなにやくパーク」の工場見学とお買い物を楽しんで後、伊香保温泉にある「竹久夢二伊香保記念館」を見学しました。宿泊



▲世界遺産 富岡製糸場

は、群馬県伊香保温泉の名旅館「ホテル木暮」。到着後、名物の石階段の散策や名湯伊香保温泉で汗を流した後、懇親会が盛大に行われ、参加した皆さんが相互に親睦を深めることができました。

2日目は、埼玉県秩父市へ向かい、日本三大曳祭りの一つ「秩父夜祭」の資料などが展示されている「秩父まつり会館」を見学。その後、奥秩父のパワースポットであり、日本武尊が創建したとされる「三峰神社」を参拝しました。

2日間とも猛暑となり、暑い中の旅行となりましたが、大変有意義な時間を過ごすことができました。

YEG—シヨシヨまつり

第42回中野シヨシヨまつりが7月25日に市街地において開催されました。今年のは踊りには81連、約4,000人の参加があり、各連の元気溢れる掛け声と熱気に包まれ、市街地は大変賑やかに盛り上がりしました。

当所青年部ではJA中野市青年部・女性部と共に、中央広場公園において「お祭り広場」を開設しました。「お祭り広場」では縁日屋台とお休み処を設営し、冷たい飲料・かき氷・



水風船・おでん・焼きとうもろこしなど、販売しました。



この日は、猛暑の1日となりましたが、家族連れをはじめ大勢の方が見物に訪れ、「お祭り広場」も大盛況となりました。

マイナンバー制度対策セミナー 開催



当所では、NTT東日本との共催により、6月26日に市民会館会議室において「マイナンバー制度対策セミナー」を開催しました。

講師は、みらいコンサルティング株式会社代表社員で特定社会保険労務士の岡田烈司氏をお招きしました。

セミナーは、「マイナンバー制度とは」、「中堅・中小企業が対応すべきこと」、「マイナンバー情報の適切な管理に向けて」セキュリティ対策・社員教育」の3部構成で、マイナンバーの基礎を講義いただきました。

マイナンバー制度は、平成28年1月から運用が開始されます。すべての民間事業者に影響があり、業務フローの整備、I

Tシステムの改修等の対応が必要となります。また、マイナンバー法では厳しい罰則が定められているため、情報管理体制も変更が必要となるなど、全ての事業者が対応しなければならぬとの説明がありました。

なお、今月号の会報にマイナンバーについて次ページより特集を組んでいます。日本商工会議所が発刊している「会議所ニュース」で掲載されたものを掲載していますので、ご参考にして下さい。（マイナンバーの特集は、9月号に続く）

平成27年10月から マイナンバーが 国民のみなさまのもとに!

導入準備は
進んで
いますか?



マイナンバー導入チェックリスト

マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必要があります。従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください

担当者の明確化と番号の取得

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。

①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。



※ 従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。

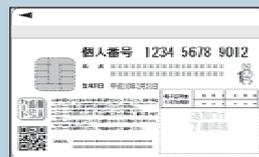
※ アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。

「個人番号カード」

表面(案)



裏面(案)



「通知カード」



マイナンバーの管理・保管

- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。無理にパソコンを購入する必要はありません。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。
- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。

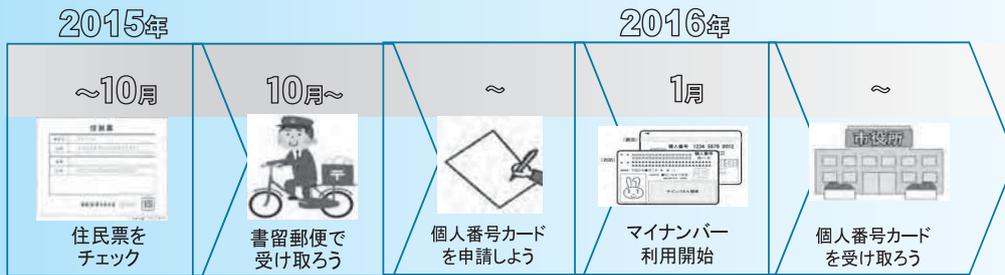
従業員の皆さんへの確認事項

- 裏面を掲示版に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。

贈り物やお返し…何にしようか迷った時は

中野市内約270店で使える商工会議所発行
共通商品券が便利です。

マイナンバー制度、始まります



愛称：マイナちゃん



平成27年10月から、マイナンバーを一人ひとりお届けします。

- ・マイナンバーは国民一人ひとりが持つ12桁の番号で「通知カード」が送られてきます。
- ・平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用が始まります。
- ・マイナンバーは生涯を通じて利用し、原則変更されませんので、大切にしてください。



行政手続が、早く、簡単かつ正確に行えるようになります。

- ・社会保険の手続や源泉徴収票などにマイナンバーを記載し、行政手続で利用することで、確認作業の無駄が削減され、また添付書類の省略による簡素化が図られます。
- ・正確な情報に基づく確認により、給付金等の不正受給を防止できるなど、公平・公正な社会を実現します。



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。

マイナンバーに関するホームページやコールセンターがあります。

もっと詳しく知りたい方は

マイナンバー で検索。

又は

0570-20-0178

へお問い合わせください。



※ナビダイヤルは通話料がかかります。 ※平日9時30分～17時30分（土日祝日・年末年始を除く）
 ※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

解説・マイナンバー 第1回



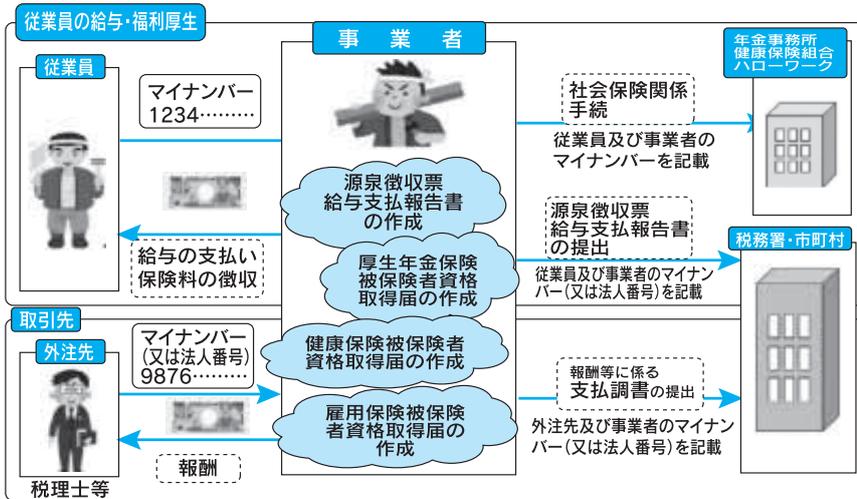
「企業の対応は急務」

社会保障と税を 1つの番号で管理

マイナンバー制度とは、住民票を持つ者全員に「個人番号」（法人には「法人番号」）を付して、行政手続などで利用する制度である。これにより、行政機関が保有する社会

保障と税の情報が一つの番号で管理できるようになり、社会保障の不正受給の防止や、正確な所得把握などが可能になる。マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月以降、社会保障関係の書類や税務関係の書類に、順次個人番号・法人番号を記載することが求められるようになる。

マイナンバーはこんな時に使います



従って、民間企業で、①従業員・扶養親族、株主、取引先（支払調書を提出する取引先のみ）などから個人番号・法人番号を収集した上で、②これを健康保険組合・年

金事務所・ハローワークなどに提出する社会保障関係の書類に従業員などの個人番号を記載したり、税務署や都道府県に提出する源泉徴収票・支払調書・報告書などに従業員・株主・取引先などの個人番号・法人番号を記載する必要がある。つまり、マイナンバー制度への対応をしなくてよい民間企業は存在しないのである。

な場面で、個人番号を利用するとの違法となる。また、行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な場面以外での特定個人情報の第三者への提供、収集、保管も全て違法である。特定個人情報のデータベースなど（特定個人情報ファイル）も、行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要な範囲を超えて作成すると違法となる。

取り扱いには 厳しい規制が

個人番号をその内容を含む個人情報であることを「特定個人情報の氏名・電話番号といった情報に個人番号が加わると、特定個人情報になる（個人情報10個人番号11特定個人情報）」この個人番号と特定個人情報との違いは、取り扱いについて厳しい規制が存在する。例えば、民間企業は、原則として行政機関などに個人番号を記載した書面を提出するために必要

民間企業で必須となる 3つのマイナンバーへの対応

- ①個人番号の収集（本人確認）
- ②個人番号の保管
- ③帳票への個人番号の記入と行政機関などへの提出

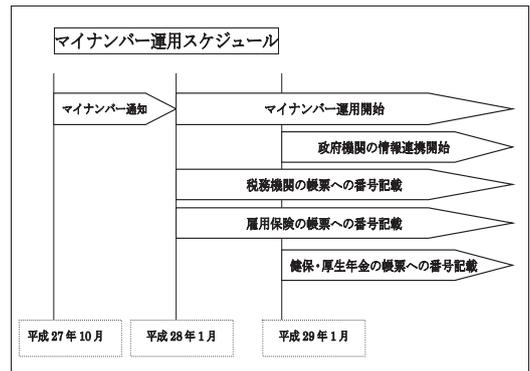
さらに、個人番号を取得する際には、必ず「本人確認」を行わなければならない。具体的には、①番号確認（番号が間違っていないか否かの確認）、②身元（実在）確認（提供している人間がなりすまさない本人であることの確認）が必要となる。この本人確認の実務をどのように構築するかが、民間企業におけるマイ

ナンバー対応の最大の難所となる。

来年1月スタート 対策は今年中に

民間企業は、平成28年1月から順次、行政機関などへ提出する書類に個人番号・法人番号を記載することが求められている。このため、今年中に、取り扱いの規制や本人確認の義務などを前提とした①個人番号の収集、②保管、③行政機関などへの提出のための業務とITシステムの構築を行わなければならない。民間企業は、まさに待ったなしの対応を迫られているのである。

（牛島総合法律事務所
弁護士・影島広泰）





解説・マイナンバー 第2回

「手間のかかる本人確認」

多数の関係者の個人番号を収集

対象者	個人番号の記載が必要となる帳票の代表例		帳票への記載開始時期
従業員・扶養家族など	税	源泉徴収票、扶養控除(異動)等申告書	平成28年分の給与所得などから
	社会保障	雇用保険の書類	平成28年1月1日から
		健康保険・厚生年金保険の書類	平成28年1月1日から
取引先	税	報酬・料金・契約金および賞金の支払調書、不動産の使用料などの支払調書	平成28年分の支払から
株主	税	配当、剰余金の分配および基金利息の支払調書	平成28年分の支払から (既存株主に3年間猶予)

第2回は、民間企業で必須となる3つのマイナンバーへの対応(①個人番号の収集、②個人番号の保管、③帳票への記入と行政機関などへの提出)のうち、①個人番号の収集について詳しく解説する。

マイナンバー制度の下では、社会保障と税に関する書類に個人番号を記載する必要があります。そのため、民間企業は、源泉徴収票などの税務関係の書類と、社会保障関係の書類に、個人番号を記載するために、従業員とその扶養親族などの個人番号を収集する必要があります。また、支払調書を提出する取引を行っている取引先と株主からも、個人番号を収集する

必要がある。個人番号の提供を受ける際には、必ず「本人確認」を行わなければならない。具体的には、本人から提供を受ける場合には、①番号確認と②身元(実在)確認が必要となる。「番号確認」とは、番号が間違っていないか否かの確認であり、個人番号カード、通知カードまたは住民票で行うのが原則である。「身元(実在)確認」とは、提供している人間がなりすましでない本人であることの確認であり、個人番号カード、運転免許証または旅券などの顔写真付き身分証明書で行うのが原則である(これらの書類の提示が困難である場合には年金手帳や健康保険証などを2つ組み合わせて確認する)。

そのため、社内の誰が、どのようにして、従業員、取引先、株主などから通知カードや運転免許証などの提示を受けるのかを検討しておく必要がある。

また、代理人から提供を受ける場合には、①代理権の確認、②代理人の身元(実在)確認、③本人の番号確認が必要

本人から提供を受ける際の本人確認(原則)

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です。

個人番号のカードを持っている場合

身元確認と番号確認がカード1枚で可能です。
個人番号カード

個人番号のカードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をして下さい。

身元確認
運転免許証or
パスポート
など

番号確認
通知カードor
住民票(マイナンバー付き)など



類を用いて提供を受ける場合、②入社時に、運転免許証や旅券などで本人確認している企業において、対面で提供を受ける場合など、③一度本人確認した同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合など、対面では不要となる。従業員、取引先、株主が多数に上る企業においては、本人確認の事務負担が非常に重くなるのが考えられる。本人確認については、前述の方法以外の多様な例外が定められているので、自社にとって最も負担の少ない方法を確立することが重要である。

例外を活用し負担を少なく

なお、「身元(実在)確認(運転免許証・旅券などの確認)に関しては、①企業が書類に氏名・住所などをあらかじめ印字して配布し、その書

(牛島総合法律事務所 弁護士・影島広泰)

一人でも雇ったら、入ろう。労働保険。

労働保険のことなら、当所労働保険事務組合をご利用ください。

高橋進の経済ナビ

「マイナンバーの活用で変わる社会―社会保障改革の切り札に―」

日本総合研究所理事長 高橋 進

日本年金機構の情報漏えいをきっかけに、あらためて個人情報保護の問題が浮上した。来年1月から実施が予定されているマイナンバー制度への影響も懸念される。マイナンバー制度の運用に際して政府・関係機関や企業が個人情報

の取り扱いに万全を期すべきことは言うまでもない。だが、他方で気がかりは、個人情報保護にウエートがかかりすぎて、マイナンバーの活用が進まなくなることである。

とないチャンスである。これ

まで政府はICT整備に多額のコストを掛けてきたにもかかわらず、中央官庁の業務の電子化は遅々としており、電子申請なども国民にとつて使い勝手のよいものにはなっていない。自治体のITシステムもばらばらで、業務の標準化や効率化も進んでいない。

マイナンバーがきちんと運用されれば、戸籍や旅券、自動車登録、年金を含むさまざまな給付なども、今後は効率よく、かつ漏れや重複なく行われると期待される。マイナンバーの効用は公的部門に限らない。民間企業にとつても個人番号カードを活用したビジネスを創出するチャンス

である。

マイナンバーによるデータの活用で特に効果が期待されるのが医療関連分野だ。厚生労働省は、マイナンバーの個人番号カードに健康保険証の機能を持たせることで、医療事務の効率化を進めるとしている。患者データの共有化などにより、医療機関の連携や研究を推進するというわけだ。同時に、電子カルテデータの標準化、医療情報データベースの拡充・相互利用なども進め、これによって医療の質の向上、医療機関経営の効率化、研究開発の促進などが期待できるとしている。マイナンバーを通じて集まった病気や治療に関する医療情報を匿名にして、いわゆるビッグデータとして製薬企業や大学に開放すれば、新薬開発などに生かすことができるのである。幅広い治療結果のデータを分析して、効果的な治療に役立てることも可能だ。無駄な検査や投薬が見つかりやすくなるため医療費削減にもつながると期待される。医者や介護事業者が在宅医療を受ける高齢者の情報を簡単に共有できれば、効果的な医療計画も立てられる。

しかし、同時に忘れてならないのは、国民や保険者などの医療の需要側の利便性を高め、患者の行動を変えることにもつながる点である。何度も同じ検査を受けさせられることもなくなる。患者が自分の飲んでる薬が管理できれば、お薬手帳などなくても、全国どこでも必要な薬をもらえる。こうした効果が発揮されるためには、利用者が自らの医療データをチェックできるようにしなければならない。マイナンバーのスタートに合わせ、当初はカルテやレセプトなどへの活用が検討された。しかし、医師会などが反対したため、新制度ではカルテやレセプトを管理するための医療番号を新たに作ることにした。マイナンバーをそのまま医療番号としなかつたのは、情報漏えいの防止に配慮したためといわれる。

そもそも、番号とカルテをひも付けるにはカルテの電子化が必要だ。しかし、電子カルテを導入している400床以上の一般病院は11年度に57%にとどまっており、今後、電子カルテの導入促進が課題となるという。また、マイナンバーをそのまま医療番号と

しなかったたので、医療データの分析などに本来に活用できるのかという疑問は残る。マイナンバー制度が広く利用され、また、そこから集まるデータがうまく活用されるよう、マイナンバーと関連制度の整備が引き続き課題である。

(8月1日執筆)

高橋 進/たかはし・すすむ

1953年生まれ。一橋大学経済学部卒業後、76年住友銀行に入行。ロンドン駐在、経済調査部などを経て、90年日本総合研究所に着任。2000年から04年まで早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授、03年から近畿大学経済学部・経営学部客員教授を務める。現在、テレビのコメンテーターとしても活躍中。著書『10年後の日本を読む「先見力」のつけ方』（徳間書店）のほか、日本経済新聞、産経新聞などに多数執筆。



企業と人

294

有限会社阿部納豆店



代表取締役

阿部 久雄 さん

今回は、「たまご納豆」でおなじみの(有)阿部納豆店の阿部久雄さんをご紹介したいと思います、寄稿していただきました。

阿部 久雄 さん
ついていたこともありすが、努力の甲斐があつて、お得意様とお客様にも恵まれ、程なく「食つていける」様になったようです。

二代目である私も、父同様「良い製品を作りたい」との思いを忘れない

◆ 弊社は、私の父(故・阿部君司)が実家の農家から独立し、起業しました。

◆ 当初は、販売していただいたお店にも冷蔵という概念があまり無く、夏は休業し、叔父の所：株式会社美芳屋の手伝いをしていたこともあったと聞いています。

◆ ものづくりに性が合



るような気もしますが、それ以外の部分では優位性があると考えています。特に、産地の状況が容易に確認できる安心感と、地元農産物をお届けできる満足感があります。(つまりは地産地消の取り組みです)

◆ おかげさまで現在まで、経営的にはとても未熟ではありますがありますが、納豆の製造業として会社を継続することが出来たと感じしております。

◆ さて、私も家業を継いでいる訳ですが、やはり長いこと葛藤しております。しかし、10年ほど続いた母の介護を終えた今、この仕事であつたからこそ自分の思うように介護が出来たと感じております。特に、この2年間は母と過ごす時間を増やしていました。協力してくれた妻と従業員にとっても感謝しています。

◆ 終わりに、阿部さんの今後ますますのご発展とご健勝をお祈り申し上げます。

(依頼者 高野秀樹)

新入会員のご紹介 平成27年7月

事業所名：サウンドショップ
クロスロードギター

代表者名：畔上祐一
所在地：中野市三好町(信濃中野税務署前)
業種：楽器・販売修理
コメント：この度入会しました。よろしくお祈りします。



事業所名：(株)セラン ホテルセラン

代表者名：畔上 由美子
所在地：山ノ内町 夜間瀬
業種：旅館業
コメント：特別会員になりました。地域の観光などを盛り上げていきたいと思ひます



取引先の信用調査に日経テレコンをご利用下さい 当所会員無料

【取引先の信用度を知りたいとき】(会員無料)

新たに取引の申込みを受けたとき、遠隔地の企業と取引をするときや、取引先の悪い噂を聞いたときなどにご利用下さい。

全国の514商工会議所のネットワーク、日経テレコン21(東京商工リサーチ、帝国データバンク、日経会社プロフィール等)を使い、取引先の信用調査をいたします。



問合せ、申込先 当所経営支援課 TEL0269-22-2191 FAX0269-26-7007

スキルアップにお役立てください。商工会議所検定試験

簿記・販売士・日商P C ・電子会計実務など

3月1日発行の共通商品券 使用期限及び換金期限のお知らせ

平成27年 3月1日発行の「共通商品券」の使用期限及び換金期限が近づいて参りました。ご注意ください！！

使用期限	平成27年8月31日(月)
換金期限	平成27年9月30日(水) この期限を過ぎますと換金できません。未換金の商品券をお持ちの取扱店はお早めに換金手続きをお願いします。

引続き、共通商品券は平成27年 9月1日の発行で準備を進めています。

おすすめ「おめざ」

ベル・タカギの「かりんとう」

飯山、米持製菓のかりんとうを販売しています。沖縄産の黒砂糖を使用した「味横綱」(税込378円)です。他に上品な甘さの白い「牛乳かりんとう」(税込216円) おやつのお共に是非お召し上がりください。



(問合せ先) 〒383-0007 中野市中央2-2-3
ベル・タカギ ☎22-3787 定休日 第二日曜日

事務局日誌 平成27年 7月

- 1 水 元気がでる商品券 発売初日
YEG役員会
- 2 木 緊急・正副会頭会議
- 3 金 中野市合併10周年記念講演実行委員会
第1回小規模事業経営改善資金連絡協議会
なかのローズタウン2015反省会議
- 6 月 女性会役員会
女性会 健康的な食事セミナー&昼食交流会
佐久市岩村田商店街振興組合視察(市合同)
中高職業訓練協会 常任理事会
- 7 火 長野県防衛協会来所
7月前期正副会頭会議
労働保険 第1回加入促進委員会
臨時議員例会
第7回中野市バラまつり実行委員会
- 8 水 まちあるき3回目
指導員研修(一般コース・~9日)
若手後継者等育成事業にかかわる担当者会議
広報委員会
第54回ながざん若葉会総会
- 9 木 第3区OB議員・現役議員おもいで会
- 10 金 平成27年度専務理事視察研修打合せ会議
- 11 土 第76回3級リテールマーケティング検定試験
- 12 日 支部連合会研修旅行(~13日)
- 15 水 指導員研修(一般コース・~16日)
信州なかの観光協会 役員会
女性会ふれあい委員会
平成27年度第1回中野市生涯学習推進会議
- 16 木 北陸新幹線北信広域建設推進協議会 総会
ポータルサイト事業発起人会
- 17 金 姉妹都市提携35周年記念「雨情の里港まつりバスツアー」実行委員会
- 18 土 祇園祭 みこし出発式
市民ゴルフ大会(始球式)
- 19 日 祇園祭 馬乗り出陣式
- 21 火 上信越ふるさと街道 監査
- 22 水 県内商工会議所会頭・専務理事懇親ゴルフ会
- 23 木 労働保険第1回地区協議会適正加入促進委員会他
市川商会(中野メデウムセンター)完成記念
- 25 土 第42回中野シヨンシヨンまつり お祭り広場運営
第42回中野シヨンシヨンまつり&踊り連コンテスト審査
- 27 月 第5区議員団例会
- 28 火 豊かな環境づくり北信地域会議運営委員会
平成27年度豊かな環境づくり北信地域会議 通常総会及び講演会
女性会ふれあい委員会 役員会
- 30 木 農村女性ネットワークたかやしろ主催 郷土伝統食おやき作り講習会
- 31 金 中野市との商品券に係る反省会

定 価：1部 50円(会員の購読料は会費に含まれています。)
発行所：信州中野商工会議所 長野県中野市中央1丁目7-2
TEL 0269-22-2191 FAX 0269-26-7007
発行人：池田 喜芳 編集人：宮川 浩

商 工 会 議 所 情 報 板

日本政策金融公庫の定例相談日

来月は、9月7日(月) 午前10時~
(原則・毎月第1月曜日)
場所 当所 第2会議室

特定商工業者法定台帳ご返送のお願い

平成27年度法定台帳及び負担金納入同意書提出のお願いについて別途送付させていただきます。法定台帳記載の内容をご確認の上、同封した返信用封筒にてご返信をお願い申し上げます。

中野市指定ごみ袋の販売

1. 定期配達販売

区 分	8月	9月
注文締切日	20日(木)	24日(木)
納 品 日	25日(火)	25日(金)
配 達 料	無 料	

2. 窓口販売

※納品日以降に来所いただければお渡しできます。

区 分	9月	10月
注文締切日	7日(月)	5日(月)
納 品 日	10日(木)	13日(火)

3. お申し込み

所定の申込用紙により事務局あてFAX等で申し込みください。ご不明な点がございましたら下記までご連絡ください。

◇問い合わせ

会員サービス課【TEL 22-2191 FAX 26-7007】

豊田出張所の開設

豊田出張所は、原則、毎週月・水・金の午前10時から午後4時まで、職員が出張して開設します。豊田出張所：

中野市豊田支所2階 TEL/FAX 38-3044
*留守の場合もありますのでお電話で在室をご確認ください。

団体割引に必要な会員番号は宛名ラベルに記載しています

対象：P.L保険プラン、業務災害補償プラン
休業補償プラン、集団扱自動車保険